

平成27年度(2015年度) 建設コストの計画と実績

債務引受限度額と会社から引き受けた債務との対比を下記に示します。

平成27年度に完了した事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、現地状況に合わせた工法の見直し、地元・関係機関等との協議による見直し、工事数量等の確定(精算)によるものです。

平成27年度に完了しなかった事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、新設・改築事業では附帯工事等の工事が平成28年度以降に残ったこと、利便増進事業(スマートIC)が平成28年度以降計画的に実施されること、修繕事業や特定更新等工事では工事発注の見直し等で機構への帰属を平成28年度以降としたこと、災害復旧事業では過去の実績をもとに、料金徴収期間満了までに必要となる額が債務引受限度額として計上されていることによるものです。

[単位:百万円(消費税込み)]

	道路名(区間名)	債務引受 限度額 (計画) (A)	債務引受額 (実績)			(D)-(A)	債務引受限度額と債務引受額の差額についてのコメント
			平成26年度 まで (B)	平成27年度 (C)	計 (D)=(B)+(C)		
西日本 高速 道路 機構	東九州自動車道 日向IC～都農IC新設事業	60,445	53,927	4,449	58,376	△ 2,068	・事業損失補償内容の見直し等による減
	中央自動車道西宮線 栗東湖南IC改築事業	2,194	0	943	943	△ 1,250	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用 ・平成27年度の債務引受額は、IC供用に要した費用
	近畿自動車道天理吹田線 守口JCT新設事業	14,789	11,546	243	11,789	△ 2,999	・関係機関との協議により国道復旧工事を見直したこと等による減
	近畿自動車道松原那智勝浦線 南紀田辺IC新設事業	2,129	0	2,029	2,029	△ 99	・差額は、工事等数量の確定等による減 ・平成27年度の債務引受額は、新直轄区間との接続に要した費用
	近畿自動車道松原那智勝浦線 芳養地区付加車線新設事業	1,286	0	1,022	1,022	△ 263	・差額は、工事等数量の確定等による減 ・平成27年度の債務引受額は、付加車線供用に要した費用
	近畿自動車道牧賀線 小浜IC改築事業	2,227	1,423	89	1,512	△ 714	・軟弱地盤対策工の見直しによる減
	中国縦貫自動車道 三次JCT改築事業	3,596	3,316	153	3,470	△ 125	・工事等数量の確定等による減
	中国縦貫自動車道 小郡JCT改築事業	1,543	0	945	945	△ 597	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用 ・平成27年度の債務引受額は、JCT供用に要した費用
	九州縦貫自動車道 嘉島JCT新設事業	7,739	6,130	1,124	7,255	△ 483	・工事等数量の確定等による減
	東九州自動車道 佐伯IC改築事業	1,582	916	10	926	△ 655	・料金所配置計画の見直しによる減
	一般国道478号(京都縦貫自動車道) 沓掛IC～大山崎IC・JCT新設事業	56,639	49,989	6,207	56,196	△ 442	・工事等数量の確定等による減
	中国縦貫自動車道 勝央JCT新設事業	876	0	848	848	△ 27	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用 ・平成27年度の債務引受額は、JCT新設に要した費用
	一般国道478号(京都縦貫自動車道) 丹波IC改築事業	3,209	84	2,932	3,016	△ 192	・工事等数量の確定等による減
	西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速 道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)	35,034	9,149	2,920	12,069	△ 22,964	・差額は施工中のスマートICに要する費用 ・平成27年度の債務引受額は、1箇所供用及び3箇所の本 完了に要した費用
	中央自動車道西宮線等 平成27年度修繕事業	91,120	—	68,932	68,932	△ 22,187	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する 費用。
	中央自動車道西宮線等 平成27年度特定更新等工事	11,458	—	104	104	△ 11,353	・差額は、特定更新等工事計画の見直しにより次年度以降に 債務引受する費用。
	中央自動車道西宮線等 災害復旧事業	73,941	8,289	1,397	9,686	△ 64,254	・差額は、平成28年度以降の災害対応に要する費用。
	一般国道31号(広島呉道路) 平成27年度修繕事業	3,184	—	167	167	△ 3,017	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する 費用。
一般国道165号及び一般国道166号(南阪奈道路) 平成27年度修繕事業	112	—	28	28	△ 84	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する 費用。	

注1)平成27年度(2015年度)に債務引受けを行ったものについて、継続中事業を含めず記載している。なお、□は、平成27年度に完了している新設・改築事業である。

注2)端数処理の関係上、計が合わないことがある。

注3)修繕事業に関する債務引受限度額(計画)は、平成27年度までの債務引受限度額(計画)の累計から、平成26年度までの債務引受額(実績)を控除している額である。